吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

（変更事項）

2019 年 12 月 26 日

九州電力株式会社

2019年12月26日

吸収分割に係る事前開示事項（変更事項）

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員　池辺　和弘

当社は、2019年4月26日付で当社の100%子会社である九州電力送配電株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社が一般送配電事業及び離島発電事業等に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

今般、会社法施行規則第183条第6号に定める事項に変更が生じましたので、同条第7号の規定により、2019年4月26日付「吸収分割に係る事前開示書面」のうち、「吸収分割に係る事前開示事項」第6項第1号を、下記のとおり変更いたします（下線は変更箇所）。

記

6　本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

（1）本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込み

当社の2019年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ4兆2,788億円及び3兆7,830億円です。

また、本件分割により当社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ1兆8,451億円及び1,631億円です。

これらに加え、2019年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予想される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

なお、当社は、既存の社債に係る社債権者等の権利を保護するため、本件分割の効力発生日と同日に、吸収分割承継会社が発行する社債を引き受けること※、及び2019年12月26日付で当社の100%子会社である株式会社ＱＴｎｅｔとの間で締結した吸収分割契約に基づき、本件分割の効力発生日と同日に、当社がＩｏＴサービス事業（Q

ｕＵｎサービスに関するものに限る。）に関して有する権利義務を株式会社ＱＴｎｅｔへ承継させる吸収分割を予定しておりますが、これによる当社の資産及び負債の額の重大な変動はない見込みです。

※　2019年4月26日付の当社適時開示資料「法的分離に伴う吸収分割契約締結に関するお知らせ」の参考資料「本件吸収分割に伴う一般担保付社債の取扱いについて」参照

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上

本事前開示書面は原本と相違ありません。

2019年12月26日

九州電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　池辺和弘